

公任歌論の享受

『新撰髓脳』引用と『簸河上』を中心に――

杉本 まゆ子

藤原公任の歌論を知るには、歌論書である『新撰髓脳』『和歌九品』を読み、そして撰集した作品群――『拾遺抄』『三十六人撰』『和漢朗詠集』『金玉集』等――から推測することがまず挙げられよう（以下、煩瑣になるので、古典作品の「」は省略する）。しかし、撰集資料の、その多くの歌を一々検討し、傾向を出していくことは困難である。よって、歌論書、とくに散文で書かれている部分の多い新撰髓脳に比重がかかる。しかし、新撰髓脳と和歌九品は活字本にして数頁分の小さな作品で、後の歌論歌学書のように内部微証だけで読み解いていくことは困難である。「公任の歌論を知るための重要な著作とはいえ、叙述が簡略に過ぎ、理解の及びがたい一面もある」（和歌大辞典・安田純生氏^①）とするのも当然といえよう。

そこで、本論前半は、公任が歌を評する、という行為は如何なることなのか、新撰髓脳の成立経緯を考察の上、新撰髓脳の周辺にある公任の言説を検討していくこととし、後半では、公任以降の歌学者たちに公任歌論がどのように享受されていったのか、特に真観の著作簸河上を取り上げていくこととしたい。

まず、本論考の根幹をなす新撰髓脳について述べていきたい。公任歌論以前にあつた和歌四式は中国詩論の強い影響の下、歌病論と歌体論に終始した。古今集仮名序に「歌のさま六つなり」と六義を引用するのも同様である。畢竟歌論は、中国の詩学から脱却できずにいて「和歌の髓脳いところせう、病避るべきところ多かりしかば」（源氏物語・玉鬘巻^②）といったものであつたし、「それらを避りて詠まば、おぼろげの人の詠みうべきにもあらず」（俊頼髓脳^③）とあるように、それらを遵守しては歌が作れないのが現状であつた。

しかし、新撰髓脳はこれらとは一線を画した作品であつた。新撰髓脳の構成を挙げると、以下のようなになる（表1参照）。

- | | |
|----------|---------------|
| ① 歌の総体 | ② ④ 心姿論 1～3 |
| ⑤ 各論の開始 | ⑥ 例歌 1～3 |
| ⑦ 歌病 1～8 | ⑦ ⑧ 古詞・古歌について |
| ⑨ 識語 | ⑨ 歌体の例（旋頭歌） |
| ⑩ 学ぶべきもの | |

⑨に識語があり、その後に旋頭歌が配される現行本文には何らかの錯誤があると従来より問題にされており、久曾神昇氏が脱落錯簡説を称え、それに小

沢正夫氏⁽⁵⁾が修正を加えられた。以来、本文の問題はあまり取り上げられなくなったが、公任の言説の範囲を考える為に、ここでもう一度新撰髓腦の原本文を考えておきたい。

新撰髓腦の伝本は、流布本と異本（書陵部蔵一五〇・六二三のみ）の二系統に大別される。昭和十年に久曾神氏の論⁽⁶⁾が出され、『日本歌学大系』⁽⁷⁾の解題もそれに則っているが、中谷幸次郎氏⁽⁸⁾が久曾神氏の半年後（昭和十年十二月）に完本錯簡説を出された。また小沢正夫氏が、

現存本の⁽⁹⁾新撰髓腦に誤脱錯簡の類がまったくないこともあるまいが、七病説・四病説のような旧説を継承した部分が散逸し、著者の独自の見解を述べた部分だけが偶然に残ったとも考えられない。この歌学書は、旧説に鋭い批判はくだしたけれども、もともと歌病・歌体を体系的に記述したり、歌語・歌枕を網羅的に採集したりする性質の本ではなかったと思われる。

とされ、以降、これが定説となっているようである。

そこで久曾神氏、小沢氏の論に触れつつ考えていくことにする。まず久曾神氏は新撰髓腦の逸文を考える上で、以下のような点に注目された。（以下、氏の御論考を私にまとめ、番号を付した）

(1) 頭昭古今集注内で「頭昭考云、四条大納言の新撰髓腦云、歌のさるべき事あまたある中にむねと去べき事は」とある部分が、現新撰髓腦では「事あまたある中に」と不自然な書き出しになっていること。

(2) 奥義抄に、「新撰髓腦落花病証歌云」として「のちのひの」の歌を挙げるが、現本文にはない。

(3) 八雲御抄に「七、遍身病二親中本韻二字以上ヲ除テ、同字有也。新撰髓腦

禁之」とあり、「又新撰髓腦禁曰」として、「くらはしの山の」と例歌を挙げているがそれが現髓腦にはなく、また「ながるのうらのさゞれ石の」「花だにもちらでわかるゝ春ならばいとかくけふは」などの文字の終わりに同字が来ることをも禁じており、これも現本文には見えないが、八雲御抄と同様の文章が愚問賢注にもあること。

(4) 長歌短歌に関して奥義抄に「…新撰髓腦、古今等には五七歌を短歌となづくる」とするが、現本文にはその箇所が見あたらないこと。

以上により久曾神氏は新撰髓腦は四病・七病及び歌体に言及していたとされるが、そうであれば現在の倍以上の量があつたことになるう。

さて、上記の(2)に関しては、奥義抄の伝本により異なるある箇所であり、原奥義抄に在ったかどうか、より検討が必要である。また(3)は、新撰髓腦の言う「また二句にすへに同字あるは世の人みな去るものなり。句の末にあらねども言葉の末にあるは耳にとゞまりてなむ聞ゆる」の範疇に入る例歌ばかりであるので、例歌は八雲御抄が加えた可能性もあるのである。また奥義抄においては、「十七 避病事」と「十九 秀歌体」で、現新撰髓腦の旋頭歌関連と識語を除く殆どを収めるが、「避病事」に四病七病の新撰髓腦逸文が奥義抄に残っていかるべきであろう。また、八雲御抄の引用部に関して、次のような事も考えられる。例えば奥義抄では

又ふた句の末に同字あるはさるべき也。又句の末ならねども詞の末にあるも如何、耳にとゞまりてきこゆ。

ちりぬればのちはあくたになる花をおもひしらすもまどふ蝶かな

第一句の果の字と第二句の三字と同、はとはと也。

の傍線部のように、清輔による説明が付け加えられており、同様のことが全

般に及ぶ。こうした過程で新撰髓脳と増補された説明が混同されたとも考えられよう。(4)に関しては、冒頭の「うたのありさま三十一字、惣而五句あり」の部分と旋頭歌だけに公任が言及したとするよりは、長歌短歌など歌体に言及したと考える方が自然であろう。但し、顕昭が古今集序注で引用する公任注「長歌注云、即是長歌也、俗以長歌稱短歌也、短歌三十一字也、又稱反歌、換頭詳其体未、混本旋頭歌、異名也」とするのと反している点、注意が必要である。久曾神氏は、後述の歌論議と公任古今序注が齟齬をきたしている点と合わせて公任の学説の変化と捉えておられるが、それもこれだけの例では不明である。久曾神氏は「歌論義」とあるものに関して、諸書の例を挙げて四条大納言和歌論義・四条大納言問答抄と同一の書と考えておられる。確かに「四条大納言の問答云抄をば世の人歌論義」（袖中抄）とするように四条大納言問答抄は四条大納言和歌論議であると思われる。しかし「歌論議」とは諸書に指摘の通り大鏡伊尹伝にもある普通名詞で、公任の著作だけを表現するものでもないようである。なお、久保田淳氏は「公任あたりの名を冠した古髓脳の種類は、既に院政期初頭にかなり多く行われていたのではなかったであろうか」とされ、近時出版された袖中抄の注釈(1)などでも四条大納言和歌論議を公任仮託書としている。なおその歌論義は表2(9)から見いだせるように語彙についての説明・異説の類、また、所謂歌枕的な事柄が多く書かれているようであるので、今回は歌論を考える上では用いなかった。四条大納言歌枕との関連も視野に入れ、慎重に歌論議を扱うべきであろう。

また小沢正夫氏は前述のように述べられ、新撰髓脳の所説を以下の三項に整理された。(私にまとめる)

(一) 歌病論論の前半(引用者注―本論表1⑨⑩に相当)では心の重複を

論じ、後半(引用者注―同⑭⑮に相当)までは文字の重複を論じたものである。

(二) そのうち公任が重複を避けよとするのと、その必要がないとするのは半々で、避ける必要がないのはすぐれた歌の場合と意識的に重複の技巧を用いている場合とであるが、公任の態度には柔軟性があつた。

(三) 新撰髓脳には異本があるので、まだ確定的なことはいえないが、公任は病(やまい)という語を用いなかつたように思われる。

小沢氏は(三)で、統群書類従本の傍書「歌の病を多くいふ中比也しに」(1)「第三の句の末の字本韻也」の「病」「本韻」といった和歌四式に見られる用語について検討されているが、管見の範囲ではこの傍書を持つものは統群書類従本(書陵部蔵四五三・二)と國學院弦之舎蔵本(三六七/二―三一六)の二本であるので、後代の書入れと見て間違いないであろう。

以上、両氏の御論を基に検討を加えたが、新撰髓脳は現本文に歌体例を加えた規模で、従前の歌病論に比べ、病や本韻などの語を用いず、自由裁量の部分の多い歌論であつたといえよう。

三

新撰髓脳を理解する上で「心」「姿」などの語がいかなる概念を指すのかを把握することは勿論必要である。当然の事ながら、公任の理想は総論部分の「凡そ歌は心ふかく姿きよげに心にをかきし所ある」ということになる。そしてそれが実現しない場合にまず心を優先させ、それが叶わないときに、「姿」を大切にすべきである、と言うのである。今回はこの概念については

深く論ずることはしないが、一応の概念規定をするため、ここで「心」と「姿」についての先学の意見をまとめておきたい。

【深き心】 表現内容もしくは情趣としての心（久松潜一氏）⁽¹²⁾

歌を作る作者の精神状態そのもの（小沢正夫氏）

一首に籠もる感情内容（田中裕氏）

【をかしき心】 趣向もしくは発想に近い意味の心（久松潜一氏・田中裕氏）

表面的な趣向（小沢正夫氏）

深き心とをかしき心の区別は曖昧（藤平春男氏）

【姿】 心が詞の形をとって表現されたその表現主体（久松潜一氏）

声調（田中裕氏・藤平春男氏）

歌にふさわしい詞と文字で構成された歌の形態（木越隆氏）

一首の歌として統一された全体の形。風体（久保田淳氏）

以上掲げてみたが、さほど対立した概念は見出せない。大まかに、深き心とは、歌に表される感情内容であり、をかしき心とは趣向、姿とは歌の形態であると示しておきたい。但し「うち聞き清げ」との文から、耳で聞いたときの状況―声調を重視していることは注意すべきである。なお、久保田淳氏が「姿」に注目し、これ以降の「風体」「風姿」といった語を持つ芸術論の先駆として、新撰髓脳の「姿」概念の導入を位置づけておられるのは傾聴すべきである。この「心」「姿」の概念規定は新撰髓脳の中で閉じているものではない。和歌九品の評語と関連づけられているのであるが、今回はこれ以上考察しないことにする。

さて、歌論を執筆するにあたっては、歌の上達及び優劣を意識するということになる。そのような歌の優劣を意識する場がどのくらい公任にあった

のだろうか。そこで、成立年代を確認したい。

新撰髓脳の成立年代に関しては、早く村瀬敏夫氏が⁽¹³⁾、収載歌は人口に膾炙したものを使用するであろうとの見方から、旋頭歌以外は古今集・後撰集・拾遺抄にあるので拾遺抄以降の成立とし、拾遺集本文と旋頭歌「一つの体」とする「あづき弓」の歌との関係から拾遺集より早い成立と位置づけられ、長保三〜四（一〇〇一〜一〇〇二）年頃とされた。小町谷照彦氏や辞典類もこの説を参考にしている。

収載された和歌の面からはこれ以上のことは見いだせない。となれば、公任自身の内的要因によつて執筆時期を考えていくほかはないであろう。公任は康保三年（九六六）に生まれ、長久二年（一〇四一）に七六歳の生涯を終えた。執筆時期は約五〇年の幅が考えられるのである。村瀬氏の言う長保三〜四年の成立と仮定すると、どのような時期に当たるのであろうか。まず、ここから検討することにした。伊井春樹氏「公任年譜考」⁽¹⁵⁾や拙稿⁽¹⁶⁾でも触れているが、長保年間は

元年 彰子入内屏風（出詠）

三年 詮子四十賀（出詠・屏風歌）⁽¹⁷⁾

四年 法華経二十八品詠（詠作）

五年 左大臣道長歌合（判者） 維摩経十喻和歌（詠作）

など公任の歌歴にとつても重要な事柄の多くあった時期である。ちょうど道長が長保五年に大々的な歌合を行うが、それ以前の歌合は、自家の小規模な歌合が主であり（中將におはしける時冬の夜さうさうしとて歌あはせの様な事し給うけるに）公任集三三七詞書、公任にとつて晴の場と言えるのは、頼忠主催の貞元二年八月十六日三条左大臣頼忠前裁歌合と花山天皇主催

の寛和元年八月十日内裏歌合と翌年六月十日内裏歌合がある程度となる。貞元二年（九七七）は、若年ゆえ自邸での晴儀であっても出詠は出来ず、実質は、花山天皇の内裏歌合のみと言えよう。「公任の時代は内裏歌合の中停期」⁽¹⁸⁾（萩谷氏）と言われるのも当然のことといえる。

むしろ、長保三〜四年頃までの公任にとつては、歌の優劣を問われる場面として屏風歌の披露を念頭に置いた方が良さそうである。しかし屏風歌は、完成した屏風もしくは下絵、下絵指示の文に沿って詠作する事や、四季や名所などを外さずに、多くは画中の人物になって詠む事等の条件を求められている為、制限が多く、初学者が歌の上達を図るには困難が多い（それ故に職掌歌人が活躍したのであろう）。また、屏風歌は披露の際には読み上げられるが、基本的には書かれて味わうものであり、「打ちぎき清げ」にさほど力を入れる必要はなからう。となれば、「歌合的なもの」なのであろうか。前述のような歌合の状況であれば、成立の時期に問題があるのであろうか。表3は、「日本歌学大系」の中から公任が歌の批評や和歌関係のやりとりをしている箇所をまとめたもので、相手となるのは

- A 花山天皇・具平親王・藤原高遠・藤原長能・源道濟
- B 藤原頼通・藤原範永・能因・藤原定頼

とグループ分け出来る。つまり、公任と同時代の花山院文化圏の人々（A）と、息子定頼を始めとする長元八年五月十六日関白左大臣頼通歌合（以降、長元八年頼通歌合とする）の参加者とその周辺（B）となる。赤染衛門の場合、世代的にはAグループであるが、長元八年頼通歌合に出詠している。また和歌六人党として有名な範永は長元八年頼通歌合には出詠していないものの、金葉集（二度本）四二二に「公任卿家にて紅葉、天橋立、恋とみつの題

を人々によませけるに、遅くまかりて人々皆かくほどになりければ、みつの題をひとつによめる歌 藤原範永朝臣」とあるように、公任家にも出入りしていたようである。つまり、長元八年頼通歌合によって晴儀の歌合を初めて体験する世代と公任が積極的な関わりを持つていたことを示している。この長元八年以降、急速に歌合が盛んになっていくので、「姿」に重きを置く新撰髓脳が成立するにふさわしくも思えるが、果たして、この長元八年に近い頃に成立したと考えるのであろうか。

長元八年（一〇三五）には公任は七〇歳である。試みに寛弘年間〜長元八年までの三〇余年の間で、ある程度年次のわかるものを「平安朝歌合大成」で拾い上げてみると、以下のようなになる。

- a. 〔寛弘四一七年〕冬傳大納言道綱歌合
- b. 〔寛弘七一八年〕春大宰大式高遠貝合
- c. 〔長徳二年八月一寛弘八年六月〕弘徽殿女御義子歌合
- d. 長和四年四月八日大宰帥敦康親王歌合
- e. 〔寛仁元年七月〕斎院選子内親王草合
- f. 〔寛仁末治安頃〕或所歌合
- g. 〔治安万寿頃〕或所歌合
- h. 万寿二年五月五日東宮学士阿波守義忠歌合
- i. 長元五年十月十八日上東門院彰子菊合

a は藤原道綱家での歌合と見られ、道綱の血縁である道命・長能などの家集によって確認される。b は高遠集に見られる、大宰府から都へ戻る途中に行われたごく小規模のもの、c は「和歌合抄目録」「古今著聞集」に見いだせ、ここでは五番の歌合とされるが構成メンバーは不明。「目録」に「字緋」

とあり文字鎖の歌を詠む、趣味的な歌合だったことが分かる。dは日本紀略の記事のみで詩会の可能性もあるというもの。eも和歌合抄目録に名のみ見えるもの。fは百人一首で知られる「大江山」の歌が金葉集に「…都に歌合侍りけるに…」とある所から秋谷氏が位置づけられたもの。gは伊勢大輔集(群書類従本系)に「歌合 五月雨」(三九)とある所からの推定である。hの義忠歌合は勝負の判を歌にした、このa、iの中で唯一勝負が分かっているものである。しかし、これも「廿卷本中間目録」によれば「於阿波国有此事」とあり、任地阿波での催しであったことが確認される。この中で目を引くのは、上達部が方人として付く上東門院彰子主催・頼通後援の菊合(i)である。しかし、これも勝負の判は無く、物合の範疇を出ないものと考えられる。よって今だに、歌合の中期を脱してはおらず、和歌史の流れからは、歌合の流行という需要によって新撰髓脳が書かれたとは考え難いのである。それでは、また別の角度から検討していきたい。識語に「是は皆人の知りたることなれども、まだはかくしくもならぬ人の為に粗書きおくなるべし」とあるが、誰にあてて書かれた著作なのであろうか。

公任以降の歌論書は、貴人へ献上されたものが多い。俊頼髓脳は忠実の命で高陽院太子へ、奥義抄は始め崇徳院に、後に二条天皇に献上され(僻案抄による)、古来風体抄は式子内親王に、袖中抄は守覚法親王に献上されるときと考えられる。公任に関しても、和漢朗詠集を藤原教通を婿に迎えたときの婿引出としたとする説話がある(後拾遺抄注)。しかし、新撰髓脳の文章は、脱落があるにせよ簡潔にすぎ、貴人に献上するには不足があろう。「粗」とするのは、単なる謙辞ではない。とすれば、これを目にし、かつ実際に不審があれば尋ねられる存在に与えたものと考えるのが良いと思われる。つま

り息・定頼にあてたものと考えるのである。定頼の出生年時には正暦三年説と正暦六年説があるが、¹⁹⁾撰歌内容から見えてくる長保三、四年には十歳前後となる。伊勢が中務に、深養父が元輔に、という重代の歌人の取り上げ方も、名歌を知らしめるためだけではなく、自らも親子であったことに関連するであろう。

では、何故長保年間に歌の「清げ」「姿」に注目したのであろうか。再度公任の和歌事績を検討してみたい。

まず寛和元年八月十日内裏歌合では、「御かたきに権中納言公任朝臣をめて」と二十歳の公任が十八歳の花山天皇と番えられており、人と天皇が番えた初例として知られている(八雲御抄)。この時は、一番と六番で番えられたが、一番は左が勝つという慣例で負けているものの、六番では、持であり、好取組と言えよう。また寛和二年六月十日の場合は、「梅がえにふりしく雪はひととせにふたたびさける花かとぞみる」と、古今集的な雪と花の見立ての歌で梨壺五人の能宣に勝っている。「具体的な季題をもって、四季の全てを通じ、これに恋祝の人事題を加えたのは、文献に徴する限りにおいて、本歌合を以って嚆矢とするのである」と秋谷氏が評する通り、新機軸に正面から取り組んでいく花山天皇周辺の詠歌動向が見て取れる。またこの両度の内裏歌合では、頼忠前裁合にはない勝負判がつくことに注意したい。元年の場合には、「殿上にはかにいでさせおはしまして」と当座のものであったにも関わらず判を付けたことになる。純粹に歌合を行う花山天皇周辺の志向が現れている。

公任集には他にも「七月七日藤壺の瞿麦あはせに」(八二)「女御のかた、男女とかたわきて歌あはせさせ給うけるに」(二〇一)「中将におはしける時

冬の夜さうざうしとて歌あはせの様なる事し給うけるに」(三三七)のよう
な詞書が見られ、公任妹にして花山女御禊子の許や自家等で歌合が行われて
いたことを示している。次に先述A群の人々との和歌説話を検討していきた
い。なお、説話は説話ゆえ、誇張された部分を考慮に入れる必要があること
は言うまでもないが、幾ばくかの現実を含んでいる物として考えていくこと
にする。

【長能と道済】 俊頼髓脳などに著される説話で

霰ふる片野のみのゝかりごろもぬれぬやどかす人しなれば

ぬれくもなほかりゆかむはし鷹のうはげの雪をうち払ひつゝ

という長能・道済の鷹狩の歌を公任が評し、「片野のみのゝといへる歌はふ
るまへる姿も文字遣ひなどはるかにまさりてきこゆ」と長能歌の姿を一応
誉めた後、しかし「もとくの僻事」であると評する。霰が降るくらいでは鷹
狩には支障がなく、その点においても、「なほかりゆかむとよまれたるは鷹
狩の本意もあり、まことにもおもしろかりけむとおぼゆ。歌がらも優にてを
かし」と評する。長能評にある「ふるまへる姿」の「ふるまひ」は「一般的
傾向としては、むしろ素直でない、技巧的粉飾⁽²⁰⁾」を指し、ここでも技巧によ
って到達した歌の姿も文字遣いもはるかに勝るが、しかしそれは「僻事」に
立脚しているというのである。第一に趣旨、次に姿の優美さを示したといえ
よう。

【長能】 俊頼髓脳等に記される説話で

心うき年にもあるかなはつかあまりこゝぬかといふに春の暮れぬる

是は四条大納言の家にて三月尽の夜人々あつめて暮れぬる春ををしむ心を
よみけるに、長能がよめる歌なり。大納言うちきゝけるまゝに、思ひ敢へ

ず春は三十日はあると許り申されたりけるを聞きて、長能そのやうをも
きゝはてゝやがて出でにけり。

と公任家で三月尽に歌会を行った折に、長能の歌の難(春は三月九十日
間)を指摘した説話である。この後の歌の非難によって病を得、翌年没した
という辺りは説話ならではであろうが、前出鷹狩の歌と同様、歌の本質に関
わる部分をゆるがせにしない公任の眼が窺えよう。

【高遠】 西行上人談抄等に記される説話で、

逢坂の関の清水にかけ見えて今や引くらむ望月の駒(貫之)

逢坂の関の岩門ふみならし山立ち出づるきり原の駒(高遠)

の優劣を高遠が病中の公任に尋ねたものである。「貫之歌はさせる詞のよせ
もなくうるはしく云ひながしたり。御歌は関の岩門ふみならしといふより、
山立ち出づるきり原の駒とまで、詞のよせたくみなる故に、貫之歌には劣り
候なり」というのが公任の批評である。拾遺抄に二首並べて収められた故に
生まれた説話の可能性もあるが、ここでは公任の言説と見なしておきたい。
拾遺抄に高遠・貫之の順で掲げられていれば必ずと高遠は評価を気にするで
あろうし、撰者で従弟の公任に尋ねるといふのは自然であろう。「よせ」と
は縁語に代表される詞の連繫である。つまり巧みすぎる語の連繫が貫之の
「うるはしく」流れるような詠みぶりに負けたことになる。貫之歌は和歌九
品上品中「ほどうるはしくて余の心あるなり」の歌であるから、公任の絶賛
は言うまでもないことかもしれない。

下限をいつと定めがたく、また説話伝承者のフィルターが掛かっている懸
念は十二分にあるが、このような営為―歌の批評をするトレーニング―が花
山院周辺で行われていたことは事実と見なして良からう。花山院周辺の歌人

達が各々批評しあう場となれば、それは衆議判と同様の体を為していたであろうし、難陳めいたものも行われるようになるであろう。具平親王との人麻呂貫之優劣論の挿話なども、これらと同様の発生と思われる。

四

繰り返しになるが、公任には歌合の判詞は残されていない。よって歌合の際にどのように歌を評したかは不明である。しかし、それに近い状況が歌論歌学書の中に残されているので、それを検討していきたい。

【和歌童蒙抄】 五月闇照射にかくるともし火のうしろめたきを鹿やみるらん
長元八年関白家卅講之次歌合、赤染がよめる右方の歌、輔親判者にて、此右の歌よしと思ふ間に、人々ともし火とはいかによめるぞ。人の宿にもすをこそさはいふめれと申に、右の人の古くもともすとはよめりと申せど、此ともすにより外に火串といふ事なしとて、右を負くるになしつ。後に長谷の四条大納言の入道して居給へりけるが見て、赤染が歌負けたるは、誠に見しりたる人の、世の末に成て失たるにこそあめれとぞ宣ひける。これを長元八年頼通歌合の本文と比べてみると、

八番 照射 左 勝

大江公資

五月闇あまつ星だにいでぬ夜はともしのみこそ山にみえけれ

右

赤染

五月闇火串にかくるともしびのうしろめたきを鹿やみるらん

右はことばのきこえいみじうをかしとあるほどに、左ともしびをとある疑ひあげて申せば、又右方はいかにとあるほどに、ともす火はと古きに

いひたり、ともしといふはねどもともしといふもただ同じことなり、火串にかけたりといひたれば、ことびざるに火串といふことなしと申すに、ともしびはただ家などにともしたるをなんいふとてかたう申せば、思ふよにたがひて事わりとて左勝ちぬ

赤染衛門の和歌本文に違いが見られるが、童蒙抄の依る本文（『日本歌学大系』…志香須賀文庫書写本に他本で校訂）の誤りであることは童蒙抄の後に続く文章でも明らかである。判者である輔親も、右の歌の「聞え」を評価していたにもかかわらず、左方が「ともし火」を不審としそれに右方が「ともす火は」と古歌に言い、火串にかけるところから、この火は照射に他ならなると反論した。しかし左方はともし火とは家に灯すものを指すと引かず、「理」として左を勝とした。栄華物語では判者の意見を「まことに歌は心ばへあり。をかしけれどかばかりにてもしかいはれぬれば」とする。趣向もあり、興味深いけれども疵を指摘されては、と左を勝としたというのである。右方が証歌とするのは、拾遺集貫之の「さ月山この下闇にもともす火は鹿のたちどのしるべなりけり」（二二七）で、「火串にかかる（かくる）」とするのであるから松明であり、「ともし火」といえども照射を指すのは間違いないということになる。公任もまたそう判断したのであろう（なお「ともし火」で「照射」を指す先例は新編国歌大観では見出されない）。赤染歌の方が風趣の点で上であることは明らかである。左方の指摘するような厳密な先行例がなくとも歌の総体として意図する所は充分に尽くされているので難とせず、その歌のもつ趣向を第一とした公任の姿が窺える。

【奥義抄】 昔より歌の判はいと難く侍る事也。ちかく殿上の歌合に能因法師のきなかぬ宵のしるからばといふ歌は、よき歌といひ伝へて侍るを、四条

大納言北山にいませし程にて、これを見て、歌合の歌にはずとていれられず侍りし也。されば皆人の心ゆきてあらむことかたく侍り。

奥義抄に右のようにある能因の「きなかぬ宵に」の歌は、後拾遺集に入集する「郭公きなかぬ宵のしるからばぬる夜もひと夜あらましものを」(二〇一)である。この歌は、能因に依れば、郭公の古今の名歌五首に匹敵する歌である(袋草紙)。しかし公任は「歌合の歌に似ず」と長元八年頼通歌合の撰から外したという。清輔は袋草紙で「予案之、夜居と夜と尚不快之故歟」と理由を推測する。確かに同心病であり、故に公任がこれを疵を言い立てる「歌合の歌に似ず」としたと考えるのは当然の帰結である。但し、清輔が言う「夜居」と「夜」ではなく、「宵」と「寝る夜」「ひと夜」の同心であろう。「寝る夜」「ひと夜」の重複では能因以前と確認できるものは躬恒集の「秋風はいつしかとのみまちしかどあひてぬる夜はただひと夜なり」(六三)のみである。これは「七日」と詞書にある七夕歌であり、趣向の上で意識的に同心にしたものと言えよう。因みに現在代表的な後拾遺集の注釈書では、「宵」に「夜居」を掛けるとは注されていない。そして清輔は続けて、

【袋草紙】 又月歌云、

月かげのさらにひるともみゆるかな朝日の山をいでやしぬらむ

此歌可入云々。而聞能因歌之後云、更字別様也。不可入云々。歌事古今依人歟。

とする。この歌は現存能因法師集(自撰本系統)では、二・三句「よるとも見えず照らすかな」とある。公任とのが有つてこう変えたのか、説話の誤りなのか判じ難い。「さらに」の用い方Ⅱ休め詞としての機能に問題があつての事と思われる。また、赤染衛門も「鳴かぬ夜も鳴く夜もさらに郭公待

つとてやすくいやは寝らるゝ」(後拾遺・一九三)を出詠し、「さらに」が難であると言われている(難後拾遺)。「やすめ詞」の悪例として八雲御抄が赤染歌をあげるように、無駄な語と判断したのであろう。

【八雲御抄】 忠命法師が「煙たえ雪ふりしける鳥辺野」といへるを、公任卿きゝて「薪つきといはゞや」といひける。げにも詞一にて、眼のありなしは有なり。

該当する歌は、後拾遺集に「薪つき雪ふりしける鳥辺野は鶴の林の心地こそすれ」(五四四)として入集している。道長の葬送の後、鳥辺野からの帰りに詠じた歌とされるのが当該歌であり(栄華物語・鶴の林)、忠命も範永等と親交のあつた人物である。公任の「薪尽き」とは、栄花物語の注も示すように、法華経序品の「仏此夜滅度、如薪尽火滅」²³⁾を引用している。忠命が雪の木立から鶴の林(沙羅双樹)を導き、公任がさらに道長の死を釈迦の入滅に準えたのである。その上、薪が尽きて煙が絶えたと詠むことで歌意を損なうことはない。これを「眼のありなし」と評しているのであろう。経典を本説とするが、有名な箇所なので「総じて我はおぼえたりと」とするのにも適合している。そして「薪尽き雪ふりしける」はキ音が初二句中に三度、詞末と句末にあるが、「くせと聞こえぬ」とすると考えてよいだろう。

このような断片的なものであつても、公任の志向が歌病の指摘よりは一首全体の構成や趣向にあることは示せよう。能因の場合、特に「歌合の歌に似ず」と評し、歌合か否か、所柄の問題があることを逆に示しているのである。これによつても、公任——新撰髓脳の庶幾する所は明らかである。

五

公任歌論の大きな柱が心と姿の相具であつて、新撰髓脳で用いられた用語は、後の歌合判詞に多く用いられた。この事は既に岩津資雄氏が「歌合歌論史の研究」⁽²⁴⁾で示されていることだが、一応、確認しておきたい。

左歌は姿歌めきたれども、させる心なし、右歌は古めきたれども心ありと勝ちぬ（承暦二年四月卅日内裏後番歌合 勅判（白河天皇））

右歌は、心ふかき歌とこそみたまふれ

〔嘉保元年八月十九日前関白師実歌合 源経信判〕

左歌、めづらしきふしに思ひよられたりと聞ゆるは、糸我の里など続られたる故にや、されど、文字つづきなどのすべらかにも聞えねば、末の「無み」などのけはしき故にや、

〔長治元年五月廿六日左近衛権中将俊忠朝臣家歌合 源俊頼判〕

「心有り」「心なし」「姿」と言つた語は頻出し、特に姿は俊成が多く使用した語彙であることは諸氏の指摘するところである。この中で注目されるのは俊頼判で、「珍しきふし」を求めて「糸我の里」とする点は評価できるが、「文字続き」がすべらかでなく、「無み」が険しい、とする。俊頼と言えば、好忠と同様万葉語の摂取など貪欲に「珍しきふし」を求めた歌人であるが、その俊頼をもつてして、歌合では「文字続き」のすべらかさ―つまり「うち聞き清げ」や「すぢにすくよか」に詠むことを第一にしていることがわかる。また「無み」の「けはしき」も、公任が「こはくいやし」き語を用いないとするのと同様の意向であろう。

以上、歌論用語として新撰髓脳の影響を無難に確認したが、次に新撰髓脳が直接引用された例について考えたい。

〔平安朝歌合大成（新訂増補）〕において見出せる例―つまり平安時代の例としては、新撰髓脳の語は一例にすぎない。しかし、判詞の書名の多くは出典表示のためであり、このような例は珍しい。

仁安二年八月太皇太后宮亮経盛家歌合において、清輔が「万葉集にありとも、言ひならはさぬことは由なし、四条大納言の新撰髓脳にも、歌は一もじにても珍しきことをよみ出づべし、さりとてよみならはさぬ事などいへるも悪し、我は思ひえたりと思へど人の心えぬことはかひなくある、とこそ待るめれ」と、新撰髓脳の⑬⑭を判詞に引用する。これは「さもあらば」の歌の下句「衣の裾のあひだにもせば」を問題とする文である。あはぬ筈の「衣の裾」を万葉集の「から衣」（三四八二）の歌を下敷きにしても、それは「よみならはさぬ事」と清輔は規定するのである。

元永元年十月二日内大臣忠通歌合においては、基俊は「四条大納言の式には、浅歌重言とてわるき事にぞして侍る」として、「狭衣」「せばし」とを指摘する。この重言は所謂同心病ととつてよからう。四条大納言の式が新撰髓脳を指すのであれば、それに重言という語が付されていたことになる点で興味深い。康和二年四月廿八日宰相中将国信歌合には、「月草にすれる衣の朝露にかへるけささへこひしきやなぞ」の基俊歌に、「句の末に同じ文字あるは、和歌髓脳に、さがたき咎に申ししはいかが」と左方から難ぜられてゐる。この箇所を萩谷氏は「句の末尾におなじ文字（二に）」のあるのは、（公任の）和歌髓脳に、救い難い欠点だと云っていましたが如何ですか」と訳されている。確かに、「世の人みな去る」として新撰髓脳であげら

れているが、同時に公任は「句の末詞の末ごとにあれどもくせと聞えぬ」例もあげており、柔軟さが窺える。腰尾病は歌経標式にもあり、ここでは、歌経標式もしくは普通名詞に近い形で「和歌髓脳」を使ったと考える方がよからう。

新撰髓脳は歌合の判詞において、基俊清輔のような実証主義的判者が根拠を示す際に用い、和歌四式や古今集の序と同じように引用されたが、さほど頻繁に用いられた訳ではないことが以上によって理解できよう。また俊成定家の判を群書類従本によって追うと、新撰髓脳の名は見出せない。折しも、順徳院が「経信、俊頼已下、近くも俊成が存生までは、空の月日の如くあふぐ。然るを近比より、公任むげなりといふ事いできて、あさく思へるともがら少々有り」(八雲御抄)と書かれた頃である。公任の評価が下がった為を用いられなかったとしても不思議はない。しかし突然、真観が建治元年九月十三日撰政家月十首歌合で新撰髓脳を四度引用する(和歌史上から見れば突然の復権である)。そして、真観は前述の通り、新撰髓脳を多く引用した簸河上を著しているのである。真観にとって新撰髓脳とはどのような存在なのかを次に見ていくことにする。

六

簸河上は真観が鎌倉下向時(文応元年一二六〇—久曾神氏の推定⁽²⁵⁾)に執筆した作品で、「親王將軍の理解の度合いを考慮して、その段階に合わせた程度の解説書」で「和歌の根本主義から説きおこし、もっとも基本的な歌論を理解せしめようとした」(安井久善氏⁽²⁶⁾)と捉えられている。近年では中川博

夫氏⁽²⁷⁾に一連の論考があり、中川氏は静嘉堂文庫本奥書と新撰髓脳の全面的依拠によって、「独自の説を熟考して開陳したのではなく、むしろ性急かつやや安易な態度で臨んだという印象を生じさせたくない」とされる。定家に教えを受けたが為家の代になって袂を分かった真観は、宗尊親王の和歌師範であり、続古今集の撰者の一人でもあった。数多の撰集に関わったが、歌論を著したのは簸河上のみである。

まず、簸河上は序文で、歌を学ぼうとする人は、「まず髓脳口伝等につきて、歌のありさまを知るべし」とし、中でも新撰髓脳が「ことばすなほ」で「見むものさとりやすかりぬべ」き作品であるという。表1は簸河上の新撰髓脳引用部分を上段、当該部分の真観の文を下段に著し、新撰髓脳・奥義抄と比較している。かかるがゆえに文章の順は原文と一致しないことをあらかじめ断っておく。なお、便宜上、新撰髓脳引用部分を、真観の説明文の付け方から判断し、歌病について書いた「…腰尾病とも申したり」云々迄とそれ以降とに分け、各々A・Bとする。それでは、煩瑣になるが各文を検証していきたい。

〔A〕新撰髓脳①に該当する部分はなく、②は奥義抄に「つゝに深からずは…」が欠けている。そして簸河上は②の部分は全てあるものの、当該部分に付加する文章はない。本来、心姿相具の論の最重要項目に付説がないのは注目されよう。④では、奥義抄に「ともに得ずなりなば」の文が無く、当該箇所が次善の策であることを示していない点で注目される。中川氏は和歌四式等に関し、「真観の歌学上の知識が必ずしも原点に遡及せず六条家の髓脳類を経由して蓄積されたものであることが憶測されよう」とされ、筆者もそれに首肯するが、奥義抄と異なる部分が出てくるので、新撰髓脳に関しては、こ

れら髄脳類とは別と考えられることを改めて述べておきたい。本(一〜三句)に歌枕を置いて末(四〜五句)に思うことを述べるべきとするこの箇所
に真観は、「哥の様だけありて古めかしく、言ひしれりと聞こゆるものなり
…」と付言する。つまり、そのような詠みぶりで詠むと歌の様が格調高く古
風な、いかにも表現方法を知っているものようになる、というのである。

「古めかし」は早く延喜十三年三月十三日亭子院歌合において「右、古めか
しとて負く」(二六・興風)とあり、以来歌合の判詞では、マイナスに使わ
れることが多い。しかし、ここでは「言ひしれり」を強調するために用いら
れたのであろう。新古今時代を通り、様々な詠み方を生み出した和歌世界に
は、この教えは古風なものであったとの真観の自覚が弁解してみたことを言わ
せたのだろうか。また付け加えて老楓病があげられている。老楓病は孫姫式
初出の語で、表現内容に不足がある病を言う。表現には重々留意せよ、とい
うのである。

⑤⑦⑧は簸河上にない。⑥中、「風吹けば」の歌は白波Ⅱ盗人説の俊頼髄
脳の引用を中心とすると見て良からう。

①では、「みやまとみやこと別ごとなる故不為病」(興義抄)、「是はみやま
とみやこと也」(簸河上)と例歌のどこが問題なのかを指摘し、⑩も同様で
あるが、簸河上ではその後亭子院歌合の例をあげている。これは俊頼髄脳
や袋草紙、八雲御抄などにもある挿話で、貫之の「やまざくら咲きぬるとき
は常よりも峯の白雲たちまさりけり」が山と峯とあるので、病とされたとい
うものである。真観は「今の世にはかつてとがめなき」とするが、歌合では
判者は毛を吹き疵を求めるのであるから、先例がなければ作者は逃れられな
い、とも言う。⑪では、興義抄が「一字なれども心同は為病…」とし、並び

の句であっても「御」が同字である為に病とすると解説を付す。「避病事」
と題する章段なので当然といえようが、新撰髄脳の簡潔な記述では区別がし
にくい故の行為といえよう。一方簸河上では、今は病とされることはないけ
れども「よまざらんにはしかじ」とする。⑫は、興義抄は新撰髄脳の指摘を
受け、病として処理し、新撰髄脳の「すぐれたる事のある時には惣じて去る
べからず」という歌病論の根幹をなす一文を除去し、簸河上では、注を付け
た上で、「すべて用ゐざる姿なればよしなし」と、すでに古い形で今は使わ
ないことを指摘している。⑬も同様に興義抄では病の指摘にとどまり、簸河
上ではその上で、「今はきこえぬことになんはべれど、さることぞとはしり
てもつべきにや」とし、腰尾病の説明を付加する。

以上のように、現在は病としないものを知識として説明するのに新撰髄脳
を用いる傾向が見て取れよう。

〔B〕そして、簸河上は⑭以降を⑮⑯と続ける。興義抄では「人の心得難き
ことは…」以下の新撰髄脳の文章をよりわかり易く言い換えている。しかし、
簸河上は、より積極的な態度でこれに臨んでいる。以下を項目立てるとこの
ようになろう。

古語の忌避 古語の忌避と同じ文脈で「卑しきさま」「かも」「ずも」「らし」
とあるので、卑しき様とは所謂万葉語のようなものを指すと思われる。しか
し、新撰髄脳では全てを戒めるのではなく、優れたときには許すということ
を真観は大きく評価している。

古詞を「ふし」に据えない 近年の歌は、昨日の歌を今日とり、今日の歌が
明日の趣向となるような状況で真観一人が嘆くがその甲斐もない。

本歌取りのありよう (a)新撰髄脳には本歌取りに関して「言ふべきにあらず

(「言うべきではない」とする。しかし、近年の歌は本歌取りした後の歌を本歌として用ゐている。つまり歌の孫で、本歌から隔たり、本歌取りした後の歌を壊すものである。それよりは勅撰集や三十六人集を開き、優なる詞をとり深き心を学ぶようにいう。——この点を中川氏は、真観の師である定家が「詞不可出三代集先達之所用」等の説であつたのに対し、「定家の所説を踏まえつつ真観は、それをおそらくは実状との折り合いの中で、少しずつずらし改変して自らの所論として表明しているように思われるのである」とされる。今回は新撰髓脳を見ていくので、簸河上全般に触れることは出来ないが、後段で万葉・三代集の作者の歌であれば新古今の歌でも本歌とすると述べている。(b)古歌をとる時に、上下句を違えるようなことも度々すると普通のことになる。また花の歌を紅葉の歌に雪を霰に詠む本歌取りは、題目はかわるが、心詞すべて本歌とかわらない。ただ花の本歌を花にと、本歌を変化させずにしかもその心を変えて姿を珍しく詠むというのが本歌取りである。(c)その珍しく詠むということは古歌の五字を七字に、また一句のものを二句にまたがって作ることである。そうしなければ違ふ点など見えてこない、と述べる。

古詞をとる事 自分一人が良いと思つて古詞をとる例が近頃多い。万葉集にあるからといって善し悪しも見当せずに使う例などである。よく配慮すべきである。

歌枕を読むこと 興味深い場所に出会い、また山河の名の由来などもわかる上、国によって風俗がかわるので、ものの異名を見いだせる。基俊はよくこれを用いたが、今の人は用いない。——以上の点について福田秀一氏は「万葉や記紀・風土記などを尊重し、特にその点で為家と対抗してゐた真観にと

つて、新撰髓脳の所説が有力な後楯になつた」とされる。⁽²⁸⁾

漢文や經典の制限 風情がおのずと近寄つてきた時に詠むべきである。定家は白氏文集をも見るべきとしていた。——と定家説を受容している。

以降、俊頼髓脳へと話題は移り、公任の識語を利用し、自分も同じ心持ちであることを述べて結ぶ。

前述中川氏は、定家歌論と真観の歌論の違いを①本歌とする撰集の採択範囲②本歌取りの季や主題の転換③古歌の詞をとることと古歌の景氣を自らの心で学ぶこと、等に見、それらの定家から乖離した志向を主張するのに「新撰髓脳敷衍の文章に滑り込ませたことは、定家を傷つけることなくその所説を超越するべく公任を援用する行為であつたのではないか」また「実は定家の所説が非常に高度な理想で、同時代の和歌が必ずしもその導くところに従い得てはいない現況の中で、(中略)歌の現実を、論の側面から追認し保証しようとした結果でもあるのではないか」とされる。

定家歌論との関連は中川氏の御説の通りであるが、公任歌論の継承という意味ではどうであろうか。

真観は公任歌論の骨格を為す新撰髓脳を大幅に引用している。その真観の見た新撰髓脳が現行本と同じかどうかは判別しないが、そのうち、本論と秀歌例を除く歌論の理論部分を引用しているといつて良い。真観が簸河上において秀歌例を引用しなかつたのは、俊成・定家の時代を経て、古めかしく時に合ふぬものと認識した為と推測できよう。

そして歌病を考へる場合に、新撰髓脳を取り上げ、現在では答の無いことであるが、詠まないに越したことはないが知っておくべきだといった教養のレベルで用いる。先述の通り、新撰髓脳はそれら病に対し、「すぐれたる事

のある時には、惣じて去るべからず」とする点が眼目の歌論である。それを新撰髓脳原文は引用しているものの、当該箇所には付説はしない。つまり新撰髓脳の特長には魅力を感じなかったのである。そして「凡こはくいやくし」以降の古詞と古歌をとることに至っては、公任の文章はその自説の端緒に過ぎず、長文の殆どは真観のオリジナルであるといえよう。

そして新撰髓脳が秀歌例を含み、「どう詠むか」を中心に据え自由裁量を唱えた歌論であるのに対し、Aでは、歌合の反応に終始しており、防御的な消極的な歌論へとなりかわり、Bでは自説の展開を主としている。つまり新撰髓脳は簸河上に大きく取り上げられ、心姿論などが書き写されているにも関わらず、本質的には解説されることなく用いられたと言えよう。

七

建治元年九月十三日撰政家月十首歌合は、簸河上の十年後、真観が死亡する一年前に行われた。既述の如く、この歌合には新撰髓脳が四ヶ所引用されている。この歌合は安井氏によると構成メンバーが十代乃至二十代の若者で占められており（阿仏尼と道雲を除く）、後日判を求められた真観は、教育的見地より判をつけたとされる。以下、該当部分をあげる。

①十九番 新撰髓脳にも、人のよめる詞をふしとしたるはわろし、一ふしも珍しきことばをよみ出でんとおもふべしとぞ侍るめる

②三十四番 新撰髓脳にも、ことさらとりかへしてよみ、所所に多くよめるは、みなさるやうなりとしるせり

③四十六番 公任卿のかきたるものにも、はじめに思ふ事をあらはしたるは

わろき事になむずるとぞみえたる

④六十七番 新撰髓脳には、こはくいやくしきことばは、よくはからひてよむべしとおきておかれたるにや、この歌、四条大納言遺誠を守られずぞみえ侍れど、勝ち侍るべし

①では、「秋くれば月の桂のみやはなる光を花とちらすばかりを」（古今集・四六三）を本歌とした「あひにあひて」という弘長三年の詠作を本歌として戒めており、その後新撰髓脳を引用する。先に見てきたように、真観は簸河上で当該引用の部分に関して本歌取りの本歌取りについて注意を促している。しかし、本歌取り自体を問題とする新撰髓脳をここで引用しても自説の補強にはならず、疑問が残る。

②では、雁の重複の点で新撰髓脳を引用する。安井氏は「まずまずみとめていことになるう。但し、これは用い方によつては病に成るのであるから、注意を喚起した、いわば教育的な態度のあらわれ」であるとされるが、この歌（秋といへば雲井の雁やさそふらむ都わすれぬ初雁の声）の欠点は三点あり、一つは「雁」の重複、二つ目は題の「旅雁叫月」の月が詠み込まれていないこと、三つ目は良経詠（千五百番歌合）と下句が同一であることがあげられ、まず、三点とも自らの言葉で批判するよりは、権威たる公任の言葉で示したと言うところであろうか。三点目に関しても、新撰髓脳から引用は可能（珍しきふしを詠むこと）であるが、明らかな指摘を選んでいるので、微妙な物言いの場合に用いているとも考えられる。

③では、「寄月忍恋」という題で「ひとしれず忍ぶ心の」と詠み始めることで、題の趣旨を最初に示してしまつた点を述べ、新撰髓脳を引用する。こは歌の内容と新撰髓脳の指摘が相応と思われる。

④では、「三笠山ふりさけみれば」と始まる歌に対し、「三笠山ふりさけ見ればも、今は目慣れたるにや」と前置きをしてから新撰髓脳を引用する。安井氏は「このような慣用される詞を、あまり見境なく用いることに賛意を表していないということをあきらかにしたものであろう」とされるが、「こはいやしき詞」とは、粗野で卑しい詞であり、新撰髓脳では「かも」「らし」といった古詞の使用へと文脈が繋がるのであるから、ここは慣用表現を指すのではない。公任以前の「ふりさけ見れば」使用歌は、万葉歌と仲麻呂歌、そして同時代の高遠の一首である。つまり「ふりさけ見れば」という万葉的な語彙を「よくはからひて」詠むべきであると公任は言っている、というのが真観の主張であろう。

また、跋文に「長保大治の跡を尋ねて」とある通り、公任や基俊・俊頼を意識した判詞になっていることも付け加えて置かねばなるまい。

以上、宗尊親王に献上する為の簸河上、青年貴族達で行った摂政家月十首歌合における判者・真観の新撰髓脳引用の態度を見てきた。両者とも若年層に対しての「教育的側面」(安井氏)ということでのよいのであろうか。三で述べたように歌論歌学書は貴人へ献上される例が多く、現在の書物のような不特定な読者の想定は二次的なものに過ぎない。となれば、献上されたと思しき書物はみな教育的側面を多く有していることになる。そこに、引用を多くしながら、歌論書(新撰髓脳)の注釈書でもないそれを提示することは歌論歌学者としての真観の力量が疑問視されかねない。また、本質的な心姿相具の論よりも、末葉に注目が為されていたことを確認した。「ことばすなほにして見むものゝさとやすかりぬべければ」と真観が書くように、それ自体を読み会得することは、比較的易いことであったのかもしれないが、逆

に真観が新撰髓脳にと繰り返し返し、真観以外に引用されることのない状況は、実際には新撰髓脳があまり読まれない時代になったことも示していると思われる。言い古されたことであるが、真観には反御子左家のリーダー的存在であった。その立場から御子左家重代の歌人達の著作の代わりとなる歌論書が必要であったと言えよう。その際の選択の基準が、御子左家と直接対峙する歌合の場で有効なものであったすれば、勅撰撰者となり地位も確立した後、新撰髓脳の引用をするのも理解できよう。

むすび

以上のように、公任の新撰髓脳と成立・本文の面から、そして後代の享受の面から見た。

新撰髓脳は従来から言われているように、長保年間に成立したが、それは息定頼を始めとする子供たちへの指南書であったと考え、歌論のベースとなる歌合記録や説話などから花山院文化圏での歌の批評の場を踏まえてのことと捉えた。かつ現行本文について、歌体論の脱落とそれに伴う錯誤が見られると結論づけた。

次に公任の言説を考える上で、長元八年頼通歌合出詠者層と公任との関係を示す説話を検討し、歌合の新撰髓脳に関する引用の問題を考えた。証歌の典を示す以外の書名として登場する数少ない書物の例であるが、平安朝においては相応の権威を保っていたようである。

しかし、俊成・定家の時代を経て、歌の形態は変化し、新撰髓脳の秀歌例や著者公任の歌人としての評価が下がるにつれ、新撰髓脳は引用されなくな

る。そこに真観が歌合歌論として照明をあて、わずかに残る公任の権威を利用しつつ自説の展開に用いた。それは真観の対御子左家の政策であり、歌合という直接二派が対峙する場において有効な新撰髓脳の歌合歌論としての性質を利用した証左とも言えよう。またそれは、歌合歌論としての新撰髓脳思想が技巧的にせよ和歌史に受け継がれていることも示すのである。

注

- (1) 明治書院、昭和五六。
- (2) 本文は新編日本古典文学全集『源氏物語』三(秋山虔氏他、小学館、平成八)による。
- (3) 歌学書の引用に関しては、特に指定の無い限り、『日本歌学大系』正統編全二〇巻(佐佐木信綱氏・久曾神昇氏編 昭和三三〜平成九 風間書房)による。なお、読み易いよう、漢字に直した部分もある。
- (4) 久曾神 昇氏「新撰髓脳に就いて 附喜撰偽式」(『書誌学』四巻五号、五巻一号 昭和一〇・五、同・七) 同氏「新撰髓脳再考―完本説に対する批判―」(『國學院雑誌』四三巻八号 昭和一二・八) 以降特に注記のない場合、久曾神氏の説はこの二本による。
- (5) 小沢正夫氏「古代歌学の形成」(『稿書房』昭和三八) 以下、小沢氏の引用はこれによる。
- (6) 注4「新撰髓脳に就いて 附喜撰偽式」を指す。
- (7) 『日本歌学大系第壹巻』(佐佐木信綱氏編 風間書房、昭和三三)
- (8) 中谷幸次郎氏「新撰髓脳に対する疑問」(上) (『国文学論叢』第一巻三・四号 昭和一〇・一二)
- (9) 『日本歌学大系』による。公任著作の名が現れる箇所を表にした。現在では、古典文庫をはじめ多くの叢書・雑誌に歌学歌論書が翻刻されているが、今

回は公任歌論の享受を考える範囲を鎌倉期の真観までとし、それ以降は通覧出来ればよい、という方針で日本歌学大系正統全二〇巻を見ることとした

- (10) 久保田淳氏「院政期の歌学と和歌の実作」(『中世和歌史の研究』明治書院、平成五)
- (11) 『歌論歌学書集成』第四巻(川村晃夫氏校注、三弥井書店、平成一二)
- (12) 久松潜一氏 日本古典文学大系『歌論集 連歌論集』(岩波書店、昭和三六)・小沢正夫氏「平安の和歌と歌学」(笠間書院、昭和五四)・田中裕氏「中世文学論研究」藤平春男氏「新古今とその前後」・木越隆氏「藤原公任の歌論―「姿」を中心として―」(『和歌と中世文学』昭和五二)・久保田淳氏「幽玄とその周辺」(『講座日本思想』五、岩波書店、昭和五九) またここには掲げなかったが、渡部泰明氏「中世和歌の生成」(若草書房、平成一一)なども参考にした。
- (13) 村瀬敏夫氏「公任著作成立時代考」(『国文学研究』一一号、昭和二九・一)
- (14) 小町谷照彦氏「王朝の歌人? 藤原公任 余情美をうたう」(集英社、昭和六〇)
- (15) 伊井春樹氏「公任年譜考」(『国文学研究資料館紀要』一〇号、昭和五九・三)
- (16) 杉田まゆ子「長保年間の公任―「公任集」における公任と道長」(『国文学研究』三一号、平成三・一一)
- (17) 『公任集』に「女院の冊の御賀の屏風の歌、もしもやとてまうけ給へりけれどもさもあらざり」とあるので、詠作したが使用しなかったことがわかる。
- (18) 萩谷朴氏「平安朝歌合大成(増補新訂)」一〜五(同朋舎、平成八) 本論の萩谷氏論の引用及び歌合の名称・本文はこれによる。
- (19) 定頼年譜に関しては、柏木由夫氏「平安時代後期和歌論」(風間書房、平成一二)に詳しい。
- (20) 『谷山茂著作集 一―幽玄』(角川書店、昭和五七)

- (21) 長能の没年は未詳。長和年間か。
- (22) 山中裕氏・秋山虔氏他校注訳、新編日本古典文学全集『栄花物語』二(小学館、平成九)
- (23) 坂本幸男・岩本裕両氏訳注『法華経』上(岩波文庫、昭和三七)に拠る。
- (24) 岩津資雄氏『歌合せの歌論史研究』(早稲田大学出版部、昭和三八)
- (25) 『日本歌学大系』第四巻解題。
- (26) 安井久善氏『藤原光俊の研究』(笠間書院、昭和四八)以下、安井氏の引用はこれによる。
- (27) 「校本『簸河上』」(『国文学研究資料館紀要』二二二号、平成八・三)・「簸河上」の諸伝本について」(『国文学研究資料館紀要』二二三号、平成九・三)・「『簸河上』を読む」(『国語と国文学』七四巻一、平成九・一)。「簸河上」の本文は、「校本『簸河上』」により、読み易いように漢字を充てた部分がある。また論文の引用は「『簸河上』を読む」による。
- (28) 福田秀一氏『中世和歌史の研究』(角川書店、昭和四七)
- (29) 反御子左がたの著作である「代集」は明らかに簸河上の影響をうけて新撰髓脳を引用する。

内 容	書 名
<p>「あさまだき」の歌を花山院に改変されて拾遺集に収められたこと 具平親王との麻呂貫之優劣論から三十六人撰が生まれたこと 定頼との和泉式部・赤染衛門優劣論 歌合で御製と人と番は寛和を始とし、相手は公任と為義であり、公任は家・歌の力ともに相応 語彙(たまゆら)を具平親王が公任に問う 公任の歌会で、範永が名を歌に読み込んだこと 高遠が病中の公任のもとに貫之歌との優劣を問う 三舟の才・公任の辞表を匡衡が書くときに赤染が助言したこと 拾遺集撰集の時、公任の「散る紅葉葉をきぬ人ぞ無き」歌を花山院が改めたこと 俊頼の伝によると、古今の三首(ほのぼのと・月やあらぬ・花の色は)を公任が伝えた 赤染衛門「なかぬよも」歌に関して公任が「さらに」が良くないと批評 忠命法師の「けぶりたえ」歌を公任が「たきつき」と直す 長元八年頼通歌合で、赤染衛門の歌が負けたことを公任が嘆く 長元八年頼通歌合で、能因の歌を歌合の歌には似ず、と公任が不採用に 長元八年頼通歌合の時、経信が経長の公任訪問(評定の依頼)についていく 長元八年頼通歌合の能因歌を、公任は同心病と指南せず 長能・道済が歌の優劣を公任に問う 長能は公任に歌を難ぜられて死す 定頼が「水もなく」歌を詠んだ時、公任は上句を聴き驚いたが、秀句となり安堵したこと 範永、「すむ人も」の歌を公任に替められ、書き付けを宝とする 誹諧歌について・頼通が公任に問うが知らず</p>	<p>拾遺集注・後拾遺抄注・井蛙抄 袋草紙・柿本人麻呂勘文 俊頼髓脳・袋草紙・長明無名抄 八雲御抄 和歌童蒙抄 八雲御抄 西行上人談抄・詞林拾葉・桐火 袋草紙 袋草紙 水無瀬の玉藻 難後拾遺・袋草紙 八雲御抄 和歌童蒙抄 奥義抄・袋草紙 袋草紙 八雲御抄 俊頼髓脳・袋草紙 俊頼髓脳・袋草紙・和歌童蒙抄 西行上人談抄 袋草紙・悦目抄 隆源口伝・和歌童蒙抄・八雲御抄・桐火桶・聞書全集</p>

〔表3〕

表1

新撰臨風本文		奥抄抄(藤原清輔・天治元一(元元一二四一)二五)成立也		延河上(四種)上段:新撰臨風引用部。下段:対応する真観の文章	
①歌の総体	うたのありさま三十一字、惣じて五句あり。上の三句をばうちよむに例にたがはねは辨とせず。一字二余りなりと云ふ	新撰臨風云、凡歌は心ふかく姿清げにて、をかきし所あるをすぐれたりと云ふべし。こと多くそへくさりてやとみたるはいとわき事也。ひとすづくよかになむべし。すがた心あひてよむことかたは、まづ心をとるべし。	おほよそ哥は、こゝろふかくすがたきよげにべし。事おほくそへくさりてやとみたるはいとわき事なり。ひとすづくよかになむべし。すがた心あひてよむことかたは、まづ心をとるべし。すがた心あひてよむことかたは、まづ心をとるべし。		
②心姿論1	凡そ歌は心ふかく姿よげに心におかしき所あるをすぐれたりと云ふべし。事おほくそへくさりてやとみたるはいとわき事なり。ひとすづくよかになむべし。心姿相具するはこゝろふかく、まづ心をとるべし。終に心深からずは姿をいたはるべし。	すがたと云は、うちぎよげにゆゑありて歌と聞え、もしはめづらしくそへなどしたる也。	おほよそ哥は、こゝろふかくすがたきよげにべし。事おほくそへくさりてやとみたるはいとわき事なり。ひとすづくよかになむべし。すがた心あひてよむことかたは、まづ心をとるべし。すがた心あひてよむことかたは、まづ心をとるべし。		
③心姿論2	そのかたちといふは打ち聞きまよげに、ゆへありて、歌ときこえ、もしはめづらしくそへなどしたるなり。	おほよそ哥は、こゝろふかくすがたきよげにべし。事おほくそへくさりてやとみたるはいとわき事なり。ひとすづくよかになむべし。すがた心あひてよむことかたは、まづ心をとるべし。すがた心あひてよむことかたは、まづ心をとるべし。	おほよそ哥は、こゝろふかくすがたきよげにべし。事おほくそへくさりてやとみたるはいとわき事なり。ひとすづくよかになむべし。すがた心あひてよむことかたは、まづ心をとるべし。すがた心あひてよむことかたは、まづ心をとるべし。		
④心姿論3	ともに得ずなりなば、いにしへの人多く本に歌枕をおきて末に思ふ心をあらはす。さるをなむ。中比よりはさしもあらねど、始めに思ふことを言ひあらはしたるはわらきことになむる。	猶ふる人おほく歌まくらをおきて、すゑに思ふ心をあらはす。中ごろの人はさしもあらねど、はじめに思ひあらはしたるは、猶わらき事になむる。	おほよそ哥は、こゝろふかくすがたきよげにべし。事おほくそへくさりてやとみたるはいとわき事なり。ひとすづくよかになむべし。すがた心あひてよむことかたは、まづ心をとるべし。すがた心あひてよむことかたは、まづ心をとるべし。		
⑤各論の開始	買之、躬恒は中比の上手なり。今の人の好むこれがさまなるべし。	買之、躬恒はなかごろの上手也。今の人のよむは此人の流也。	おほよそ哥は、こゝろふかくすがたきよげにべし。事おほくそへくさりてやとみたるはいとわき事なり。ひとすづくよかになむべし。すがた心あひてよむことかたは、まづ心をとるべし。すがた心あひてよむことかたは、まづ心をとるべし。		
①例歌	是は風吹けば沖つ白浪立田山よはにや君がひとりゆくりは難波なる長柄の橋もつくるなり今は我が身を何にたどへむ是は伊勢の御が中務の君に、なかむ世にはかやうに歌は恋せじとみたらし川にせしみそぎ神はうけずもなりにけるかな	風吹けば沖つ白浪立田山よはにや君がひとりゆくりは難波なる長柄の橋もつくるなり今は我が身を何にたどへむこのは伊勢の御の中務の君に、なかむ世にはかやうに歌は恋せじとみたらし川にせしみそぎ神はうけずもなりにけるかな	おほよそ哥は、こゝろふかくすがたきよげにべし。事おほくそへくさりてやとみたるはいとわき事なり。ひとすづくよかになむべし。すがた心あひてよむことかたは、まづ心をとるべし。すがた心あひてよむことかたは、まづ心をとるべし。		
②例歌	世の中を何にたどへむ朝ぼらけ三笠の山に出でし月かも天の原ふりさけ見れば春日なる三笠の山に出でし月かも舟わたの原八十島かけて漕ぎ出でぬと人にはつげよ海士の釣舟	世の中を何にたどへむ朝ぼらけ三笠の山に出でし月かも天の原ふりさけ見れば春日なる三笠の山に出でし月かも舟わたの原八十島かけて漕ぎ出でぬと人にはつげよ海士の釣舟	おほよそ哥は、こゝろふかくすがたきよげにべし。事おほくそへくさりてやとみたるはいとわき事なり。ひとすづくよかになむべし。すがた心あひてよむことかたは、まづ心をとるべし。すがた心あひてよむことかたは、まづ心をとるべし。		
③例歌	是は昔のよき歌なり。思ひかね妹がり行けば冬の夜の川風寒み千鳥鳴くなり我が宿の花見がてらに來る人は散りなむ後ぞ恋しかるべき是等なむよき歌のさまなるべき	買之歌 思ひかね妹がり行けば冬の夜の川風寒み千鳥鳴くなり兼盛歌 我が宿の花見がてらに來る人は散りなむ後ぞ恋しかるべきこれらよきうたとしるせり。かゝる中にも又おのゝこのむすぢの侍なり	おほよそ哥は、こゝろふかくすがたきよげにべし。事おほくそへくさりてやとみたるはいとわき事なり。ひとすづくよかになむべし。すがた心あひてよむことかたは、まづ心をとるべし。すがた心あひてよむことかたは、まづ心をとるべし。		
①歌病	ことを数多ある中にむねと去るべきことは、二所に同じ事のある也。但、詞同じけれど心異なるは去るべからず。み山には松の雪だに消えなくに都は野辺の若葉つみけり	又詞は同共心こと異なるは不為病。同箇臨風云、み山には松の雪だに消えなくにみやこは野辺にわかにつみけりやまとみやこと別事なる故不為病。	おほよそ哥は、こゝろふかくすがたきよげにべし。事おほくそへくさりてやとみたるはいとわき事なり。ひとすづくよかになむべし。すがた心あひてよむことかたは、まづ心をとるべし。すがた心あひてよむことかたは、まづ心をとるべし。		
②歌病	詞異なれども心同じきをばなほ去るべし。詞異なれども心同じきをばなほ去るべし。詞異なれども心同じきをばなほ去るべし。	又一字もおなじからねども心同は猶為病。此義佳木抄の歌也。同箇臨風云、なほ去るべし。詞異なれども心同じきをばなほ去るべし。	おほよそ哥は、こゝろふかくすがたきよげにべし。事おほくそへくさりてやとみたるはいとわき事なり。ひとすづくよかになむべし。すがた心あひてよむことかたは、まづ心をとるべし。すがた心あひてよむことかたは、まづ心をとるべし。		
③歌病	一字なれども心同じきは猶去るべし。一字なれども心同じきは猶去るべし。一字なれども心同じきは猶去るべし。	又云、みさぶらひみかさともうせ宮城野のこの下露は雨にまされみかさのみ心同は為病。証歌に是をいだせり。みさぶらひも同字あるは病と見えたり。	おほよそ哥は、こゝろふかくすがたきよげにべし。事おほくそへくさりてやとみたるはいとわき事なり。ひとすづくよかになむべし。すがた心あひてよむことかたは、まづ心をとるべし。すがた心あひてよむことかたは、まづ心をとるべし。		

<p>のべきも の字ぶ</p>	<p>の例歌 体</p>
<p>又歌枕貫之が書ける、又古詞、日本紀、国々の歌によみつ べき所なんど、これらを見るべし。</p>	<p>旋頭歌三十八字あるべし。向ひて見る時にこそ知らぬ 翁にす鏡、そこなる影に、ひとつ、あふ心地すれ、み馬草にせむ、しかな刈りそ、ありつゝも 君が来まさむ、み馬草にせむ、しかな刈りそ、ありつゝも</p>
<p>又歌枕、貫之がかける古詞、日本紀の国々 るべし。已上</p>	
<p>又、歌枕、貫之がかける古詞、日本紀の国々 るべし。已上</p>	<p>又、歌枕、貫之がかける古詞、日本紀の国々 るべし。已上</p>

冊	巻名	公任の著作	出現の仕方	内容
別1	和歌童蒙抄	?	四条大納目抄	浦島子は雄略天皇の時の人とする。
別1	和歌童蒙抄	?	四条大納目抄	混本歌・公任が後悔の歌に分類
別2	和歌童蒙抄	?	四条大納目抄	四病について
3	和歌色葉	金玉集也	二六人の歌仙伝…	公任著作の紹介(歌論撰・諸国歌枕を含む)
別4	後拾遺抄注	金玉集也	みそぢあまりむつ…	公任著作の紹介
5	愚問賢注	金玉集ほか	金玉集ほか	賀之新撰和歌などとも「公任金玉・三十六人歌合・九品歌・前後十五番」を学べ
1	俊頼髓腦	金玉集	金玉集	秀歌が集められている歌集として挙げる
別4	古今集序注	歌論撰	歌論撰	この花は大根の花歌とし、古今注に相違するか、と顯昭は言う。
別2	色葉和羅集	歌論撰	歌論撰	顯森(鶴の橋)奥義抄が歌論撰の「かたそぎ」を誤とするのを非難
3	和歌色葉	歌論撰	公任御の歌論撰	顯森(かたそぎ)
別2	袖中抄	歌論撰	四条大納目の問答云抄をば世の人歌論撰	顯森(あまのなはたき)
別2	袖中抄	歌論撰	四条大納目歌論撰	顯森(さくさめのとじ)歌論撰にて不明とする
別1	和歌童蒙抄	歌論撰	四条大納目歌論撰	顯森(さくさめのとじ)歌論撰にて不明とする
別1	和歌童蒙抄	歌論撰	四条大納目歌論撰	顯森(夏夜)浦島子の歌を引く
別2	袖中抄	歌論撰	問答抄(号歌論撰)云	顯森(鶴のゆきあひの間)歌論撰では「かたそぎ」の誤とするが従えず
別4	古今集序注	古今序注	公任御注云	「いかるがやとみのをがはの」の歌は遠磨和尚が聖徳太子に厭じた物。遠磨和尚は文殊の垂迹。
別4	古今集序注	古今序注	公任御注云	「難波津にさくやこの花」の歌の注。この花を梅とする。
別4	古今集序注	古今序注	公任御注云	歌人の説明として秀歌を付す。人麻呂・赤人・葺・樂平・暹昭・猿丸大夫。
別4	古今集序注	古今序注	公任御注云	古今集序は和歌の肝心であるがゆえに、公任が粗々注した
別2	袖中抄	古今序注	公任御注云	顯森(このもかもの)「此山繁茂之由も見常陸國風俗歌中」とする
別4	古今集序注	古今序注	公任御注云	崇徳天皇と奇稻田姫との婚姻に際し、宮を適宜した折、八色の雲が見えたとするが、顯昭は本文知りたしとする。
別4	古今集序注	古今序注	公任御注云	短歌は三十一字也。又反歌と称す。
別4	古今集序注	古今序注	公任御注云	長歌・短歌・換頭(其体未詳可尋)・混本(旋頭歌異名也)のこと
別4	古今集序注	古今序注	公任御注云	天神孫は彦火々出見尊、海童女は豊玉姫である。
別4	古今集序注	古今序注	公任御注云	六義の「風」についての注。以下、頌まで有。
4	悦目抄	古今序注?	公任御説	時歌の道ははかなき狂言、口ずさみと思うけれども、文殊の智慧より起こる、とする
別4	古今集注	三十六人撰	公任御三十六人撰	当該歌が敏行の歌3首中の1首であること
別4	古今集注	三十六人撰・深窓秘抄	三十六人撰・深窓集	「たのめつ」の歌は三十六人撰ニハ樂平歌也深窓集ニハ躬恒歌也此両冊共公任御撰也相違如何
別1	綺語抄	四条大納目歌枕	四条大納目歌枕	顯森(山のすもべ)
別1	綺語抄	四条大納目歌枕	四条大納目歌枕	顯森(うらぶれて)
別1	綺語抄	四条大納目歌枕	四条大納目歌枕	顯森(しづたまき)
別1	綺語抄	四条大納目歌枕	四条大納目歌枕	顯森(すだく)
別2	袖中抄	四条大納目歌枕	四条大納目歌枕	顯森(そとも)
別1	綺語抄	四条大納目歌枕	四条大納目歌枕	顯森(たなぎりあひて・うちきらし・しづり)
別1	綺語抄	四条大納目歌枕	四条大納目歌枕	顯森(やまがつ)
1	隆源口伝	四条大納目歌枕	四条大納目歌枕	顯森(柳)
別1	綺語抄	四条大納目歌枕?	四条大納目云	顯森(月よめば)
1	隆源口伝	四条大納目歌枕?	四条大納目云…	顯森(水馴柳)
4	悦目抄	新撰髓腦	公任御抄伝	新撰髓腦的部分的引用?
7	石上私淑目	新撰髓腦	四条大納目の新撰髓腦	俊頼髓腦と並び、歌論撰のはじめとして挙げられる
1	奥義抄	新撰髓腦	四条大納目の新撰髓腦	新撰髓腦の引用(十七 遊病事)
3	榮玉集	新撰髓腦	四条大納目の新撰髓腦	新撰髓腦的部分的引用
別4	古今集注	新撰髓腦	四条大納目ノ新撰髓腦云	新撰髓腦の引用
2	古来風体抄	新撰髓腦	四条大納目公任御の新撰髓腦	新撰髓腦・俊頼髓腦の同心病に対する考えを批判
4	悦目抄	新撰髓腦	新撰髓腦	「風吹けば」の歌は賀之が歌の本とすると新撰髓腦にあり
5	愚問賢注	新撰髓腦	新撰髓腦	歌病。第三句・四句の終わりの字が同じであることを新撰髓腦は嫌った。
1	奥義抄	新撰髓腦	新撰髓腦	存撰式・新撰髓腦では、五七歌を短歌とする。(下巻余)
1	奥義抄	新撰髓腦	新撰髓腦	有り
別3	八雲御抄	新撰髓腦	新撰髓腦	長歌短歌の事新撰髓腦には短歌とある
1	奥義抄	新撰髓腦	新撰髓腦云	新撰髓腦の引用(十九 秀歌体)
5	井蛙抄	新撰髓腦	新撰髓腦云 四条大納目	新撰髓腦の引用
別3	八雲御抄	新撰髓腦	新撰髓腦兼日	新撰髓腦で遍身病と、「くらはしの山の」と、のの文字が並ぶのも禁ずる
別4	拾遺集注	新撰髓腦	—	「もがりおね」の歌を汀と渚は同じ心として去ると公任が記す
4	悦目抄	新撰髓腦	—	新撰髓腦の引用
8	五級三遊	新撰髓腦?	—	歌の最上の形に関する説。公任もこれを第一の姿とした。
別4	拾遺集注	前十五番歌合	四条大納目十五番	賀之の「桜散る」を前十五番歌合に入集
5	井蛙抄	和歌九品	四条大納目歌九品	和歌九品の引用(上品上中)
3	和歌色葉	和歌九品	和歌の九品	和歌九品の上品中に忠岑の歌を入れる
1	奥義抄	和歌九品	和歌九品	和歌九品全文引用(二十)
4	悦目抄	和漢朗詠集	四条大納目公任朗詠集	「楚思=茫雲水冷」の句を頌声聞きにくしと離ずる人はあるが秀句なので公任は和漢朗詠集に導入
1	隆源口伝	—	或る古双紙云	顯森(たまゆら)
別2	袖中抄	—	公任御云	顯森(うたかた)
別3	八雲御抄	—	公任御説	顯森(うらぶれ)
別3	八雲御抄	—	公任御説	顯森(すがのね)
別3	八雲御抄	—	公任御説	顯森(たまゆら)

注)
 *1 「卅六人の歌仙伝、深窓秘集、金玉集、和歌の九品、十五番、和漢朗詠上下巻、新撰髓腦、歌論撰、諸国歌枕は公任の大納目えらびおき給へり」とする。
 *2 「後拾遺集」序にある公任著作(三十六人撰・十五番歌合・和漢朗詠集・和歌九品・深窓秘抄・金玉集)を注す